

(地 39)

令和 3 年 4 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

(公 印 省 略)

へき地以外の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について

医療機関への看護師等の労働者派遣につきましては、令和 3 年 4 月 1 日より、へき地の医療機関に限り認められることとなり、へき地にある新型コロナワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣も可能となりました（令和 3 年 3 月 4 日付日医発第 1187 号（地 548）の文書をもってご連絡済）。他方、全国知事会等からは、へき地以外の地域においても、ワクチン接種に係る医療従事者の確保のため、労働者派遣を可能とするよう要望が出されていたところです。

これを受けて労働政策審議会職業安定分科会において、コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（ワクチン接種会場）、期間（～令和 4 年 2 月 2 8 日）を限定した上で、ワクチン接種会場への労働者派遣を可能とすることについて、おおむね妥当との答申が出されました。

これに伴い、別添の通り事務連絡が発出されております。労働者派遣法施行規則の改正は 4 月中には行われる見込みであり、改正されましたら改めてご連絡申し上げます。また、併せて、ナースセンターの活用も含めた人材確保を要請しています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしく願い申し上げます。

事務連絡
令和3年4月16日

都道府県
各保健所設置市衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省
医政局医事課
医政局看護課
健康局健康課予防接種室
職業安定局需給調整事業課

へき地以外の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について

本日、労働政策審議会より、へき地以外の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場（以下「接種会場」という。）への看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の労働者派遣を可能とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、おおむね妥当との答申が出されました。

今後、上記答申を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）を速やかに改正することを予定しておりますのでお知らせいたします。

改正の内容は、下記のとおりであり、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知し、必要に応じて準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今般の改正に基づく労働者派遣については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に基づき労働者派遣事業の許可を受けた派遣元事業主から派遣労働者を受け入れるものであることが前提であるとともに、派遣先責任者の選定、派遣先管理台帳の作成・管理等の派遣先に課せられる義務を果たす必要があることに御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 へき地以外の接種会場において行われる看護職員のワクチン接種業務について、予防接種法附則第7条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（～令和4年2月28日）に限り、労働者派遣を可能とすること。
- 2 ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置として、へき地の接種会場への看護職員の労働者派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体で

ある市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしているところ。

へき地以外のワクチン接種会場への看護職員の労働者派遣に当たっても、同様の事前研修を行うこと。

3 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」は、公布の日から施行する予定としていること。

4 記1の事項は、施行の日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用すること。

※ なお、現在、各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護職員に対し、各自治体におけるワクチン接種のための看護職員の求人ニーズについて積極的なマッチング支援を行っているところであり、合わせてこうした方法を活用し、看護職員を直接雇用により確保することについても検討いただきたい。

現状

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、本年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が可能に。
- これにより、**へき地のワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師等の労働者派遣は可能**となる。
- 他方、**全国知事会などから、接種に係る医療従事者の確保に当たり、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする要望を受けている。**

必要性

- コロナワクチンについて、約1年間の間（令和3年2月17日～令和4年2月28日：予防接種法に定められた臨時の接種期間）に約1.1億人を対象に予防接種を実施するのは、我が国にとって初めての経験であり、コロナ対応により医療提供体制もひっ迫している中において、接種を行う看護師等を確保することは、相当の困難が生じることが予想される。
- これまで、医療従事者への接種（約470万人）を実施してきたところであるが、4月12日から、一部の自治体で高齢者への接種（約3,600万人）が始まっており、今後の全国的な本格実施に向け、人員体制の整備を図る必要がある。

対応案

- ワクチン接種会場の人員確保のための選択肢の一つとして、**コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（ワクチン接種会場）、期間（～令和4年2月28日）を限定の上で、ワクチン接種会場への労働者派遣を可能とする。**（省令附則改正）

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
			接種会場		接種会場
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	×→○ (～R4.2.28)
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	×→○ (～R4.2.28)

※「○」:派遣が可能な業務 「×」:派遣禁止業務
 ※ は今回派遣を可能とするもの

【ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置】

- へき地のワクチン接種会場への派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体である市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしている。
- へき地以外のワクチン接種会場への派遣に当たっても、同様の事前研修の実施を求めることとする。

緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（令和3年3月20日全国知事会）

- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和3年2月5日中核市市長会）

2 ワクチンの接種体制の確保について

- (5) 現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。

$g^*f^2(q$

